

【施策09】 生活支援

～生活に課題を抱える人が安心して暮らせるまち～

- ◆展開方向01 相談体制の充実や関係機関との連携強化に努め、生活困窮者の自立支援に取り組みます。
- ◆展開方向02 生活保護の適正運営と自立支援の取組を進めます。

展開方向01	1 配偶者等暴力に関する支援事業費	267
	2 助産施設措置費	269
	3 中国残留邦人等生活支援給付事業費	271
	4 中国残留邦人等地域生活支援事業費	272
	5 母子生活支援施設措置費	273
	6 生活困窮者自立相談支援事業費	275
展開方向02	1 生活困窮者等就労準備支援事業費	277
	2 生活困窮者学習支援事業費	279
	3 生活保護安定運営対策等事業費	281
	4 医療費等審査支払事務費	283
	5 要介護認定調査事務費	284
	6 救護施設措置費、生活扶助費、住宅扶助費、教育扶助費、医療扶助費、介護扶助費、出産扶助費、生業扶助費、葬祭扶助費、就労自立給付金費	285

(このページは白紙です)

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	配偶者等暴力に関する支援事業費	30CN	事業分類	ソフト事業
根拠法令	配偶者からの暴力等の防止及び被害者の保護に関する法律		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画		款	15 民生費
事業開始年度	平成25年度		項	05 社会福祉費
			目	05 社会福祉総務費

施策	09 生活支援		
展開方向	09-1 相談体制の充実や関係機関との連携強化に努め、生活困窮者の自立支援に取り組みます。		
行政の取組	09-1-1 幅広い支援に向けた連携		
局	健康福祉局	課	北部保健福祉センター福祉相談支援課 南部保健福祉センター福祉相談支援課
所属長名	上野 裕司、林 弘之		

事業概要	尼崎市配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画(平成24年4月策定)に基づき、配偶者暴力相談支援センターの機能整備として、相談量・質に答え得るよう相談体制を充実させるとともに、外部関係機関との連携強化に取り組む。		
対象 (誰を・何を)	配偶者等からの暴力を受けた被害者の救済と自立支援		
求める成果 (どのような状態にしたいか)	配偶者暴力相談支援センターの窓口を明確化し、市民そして被害者が自立に向けて相談しやすい窓口とすることで、被害者の具体的な支援につなげていく。		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 婦人相談員による被害者の相談、支援、保護命令制度利用についての情報提供等 ・ DVに係る証明書の発行及び保護命令制度に係る書面提出 ・ 有識者アドバイザーによる助言・指導 ・ DV被害者の保護に必要な経費の扶助 		
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 婦人相談員による相談 DV相談件数 634件 ・ DVに係る証明書の発行及び保護命令制度に係る書面提出 計 146件 ・ 有識者アドバイザーによる助言・指導 14回 ・ DV被害者の保護に必要な経費の扶助 1件 ・ 啓発用リーフレット、カードの庁内外関係機関への配布などを行った 		

事業費 (単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	524	472	1,047	
需用費	156	162	174	啓発パンフレット作成費用等
報償費	324	252	288	講師謝礼
負担金補助金及び交付金			300	施設補助
扶助費		3	176	DV被害者扶助費、生活費
その他	44	55	109	保険料、旅費
人件費 B	12,161	3,341	4,756	
職員人工数	0.45	0.42	0.60	
職員人件費	3,559	3,341	4,756	
嘱託等人件費	8,602			
合計 C(A+B)	12,685	3,813	5,803	
C 国庫支出金	9		9	児童福祉対策等補助金(補助率
市債				1/2)身元保証人確保対策事業分
市債				
その他				
一般財源	12,676	3,813	5,794	

事業成果の点検

評価指標	DV相談件数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)					単位	件
目標・実績	目標値	達成年度	年度	27年度	472	28年度	490
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った					29年度	634
	様々な課題を抱えるDV被害者への支援・相談体制の充実度を図る指標として設定した。						

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	配偶者からの暴力(DV)は犯罪となる行為も含む重大な人権侵害である。当事業は、被害者からの相談に応じ必要な支援につなげることで、被害者が自立し安定した生活を送ることを目指すものであり、人権擁護のためにも必要である。
---------	---

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	配偶者等からの暴力を受けた被害者の救済と自立支援を図るための事業であり、受益者負担は想定していない。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	DV法では、都道府県に配偶者暴力相談支援センターの設置義務を、市町村には設置努力義務が規定されており、平成30年5月7日現在全国で279か所の配偶者暴力相談支援センターが設置されている。兵庫県においても、県市合わせて16か所の配偶者暴力相談支援センターが設置されており、DV被害者が身近に相談できる窓口として、配偶者暴力相談支援センターの機能整備を図った。
---------------	--

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「DV法」)に掲げる業務を適切に実施する施設を「配偶者暴力相談支援センター」としてあり、市が設置する施設である必要がある。また、自立まで一体的な支援体制を構築するため、運営についても市が担うものである。
委託等の可能性	全部 一部 無	
協働の領域	市民の領域 A B C	行政の領域 D E
現状		
将来像		

総合評価

平成29年度の総合評価	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者の安心・安全に留意しながら、住居や就労など自立に向けて様々な課題を抱える相談者に対し、関係機関と連携して必要に応じた支援を行った。また配偶者暴力相談支援センターの周知啓発を行った。 ・婦人相談員のスキルアップのために、有識者アドバイザーからのスーパーバイズを月1回受けるとともに、県等が開催している研修等に積極的に参加した。
-------------	---

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<p>維持</p> <p>今後とも、配偶者暴力相談支援センターの周知啓発に努めるとともに、警察やその他の関係機関との連携強化を図り、DV被害者に対する適切な支援を行っていく。特に、DVと児童虐待は密接に関係しているため、子どもに関わる相談支援機関と連携し被害者の適切な支援に努めていく。</p>
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	助産施設措置費	3E2A	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	児童福祉法		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度			項	10 児童福祉費
			目	10 児童措置費

施策	09 生活支援
展開方向	09-1 相談体制の充実や関係機関との連携強化に努め、生活困窮者の自立支援に取り組みます。
行政の取組	09-1-1 幅広い支援に向けた連携
局	健康福祉局
課	北部保健福祉センター福祉相談支援課 南部保健福祉センター福祉相談支援課
所属長名	上野 裕司、林 弘之

事業概要

事業実施趣旨	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に対して、助産を実施する。
対象(誰を・何を)	経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦
求める成果(どのような状態にしたいか)	経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対し、適切な医療体制の下で安心して出産できる環境をつくり、妊産婦の経済的・精神的負担を軽減することにより、子供の健やかな成長につなげる。
事業概要	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に対して、助産施設において助産を実施する。
実施内容	<p>1.実施施設 尼崎市内1か所 尼崎医療生協病院</p> <p>2.措置人数(直近5か年)について</p> <p>平成25年度 15人(うち1人市外施設)</p> <p>平成26年度 9人(市外利用なし)</p> <p>平成27年度 19人(市外利用なし)</p> <p>平成28年度 17人(市外利用なし)</p> <p>平成29年度 21人(うち1人市外施設)</p> <p>3.市費加算の計上について[法定外]</p> <p>病院としては一般分べん入院に比べてデメリットがあり、市費加算(国庫補助対象外)を行わないと市内での医療機関の協力が得られない恐れがあることから、市費加算を継続して計上している。</p> <p>当該制度利用者は定期健診を受けずに入院助産するケースが多く、医療的にリスクが高い。</p> <p>ベッドを確保する必要があるが、法で定める措置費上限額と比べて費用が低額となるため、経営採算上、非効率である。</p> <p>< 加算単価 > 妊産婦1人につき66,100円</p> <p>< 加算実績 > 平成29年度 1,322,000円(66,100円×20人)</p>

事業費 (単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	8,799	9,781	9,697	
扶助費	8,799	9,781	9,697	
人件費 B	5,816	6,145	4,919	
職員人工数	0.34	0.38	0.40	
職員人件費	2,719	3,023	3,171	
嘱託等人件費	3,097	3,122	1,748	
合計 C(A+B)	14,615	15,926	14,616	
C 国庫支出金	3,796	4,063	4,104	児童福祉法による児童入所施設等 国庫負担金事業として実施。(補助 率1/2)
県支出金				
市債				
その他	83	332	166	
内訳 一般財源	10,736	11,531	10,346	自己負担金(過年度分含む)

事業成果の点検

評価指標	措置件数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)						単位	件	
目標・実績	目標値	達成年度	年度	27年度	19	28年度	17	29年度	21
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った	経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦への支援・相談体制の充実度を図る指標として設定した。							

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	児童福祉法第22条にあるように、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対し、適切な医療体制の下で安心して出産できる環境をつくる必要がある。妊産婦の経済的・精神的負担を軽減することで、子どもの健やかな成長につながる。
---------	---

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	現状、利用者には課税状況により利用料の一部の負担を求めている。一部負担額については児童福祉法第56条第2項及び第3項の規定に基づいており、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対して、助産を実施するという事業の趣旨からすると、これ以上の負担を利用者に求めることはできない。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	<p>当市措置数は中核市として平均的な実数である。</p> <p>平成28年度 福祉行政報告例</p> <p>東大阪市:127件 当市:17件 西宮市:-件 高槻市:21件 奈良市:15件</p> <p>助産実施市(41件) 平均17件</p>
---------------	--

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	児童福祉法第22条に、市が助産を行わなければならないと定められている。
協働の領域	市民の領域 A B C 行政の領域 D E	内容 入所措置決定や措置費の支払、負担金の徴収等は行政の業務である。
現状 将来像		

総合評価

平成29年度の総合評価	児童福祉法に基づく助産を必要とする妊産婦の措置事業は、引き続き必要である。
-------------	---------------------------------------

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 妊産婦を受け入れる病院側としては、デメリットが大きいものの、困窮対策、児童福祉の観点から、市としては安心して子どもを産める体制を維持する必要がある。そのため、今後も病院と連携し、1床の確保に努めていく。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	中国残留邦人等生活支援給付事業費	30CL	事業分類	法定事業
根拠法令	(略称) 支援法(平成6年法律第30号)		会計	01 一般会計
個別計画			款	15 民生費
事業開始年度	平成20年度		項	05 社会福祉費
			目	05 社会福祉総務費

施策	09 生活支援
展開方向	09-1 相談体制の充実や関係機関との連携強化に努め、生活困窮者の自立支援に取り組みます。
行政の取組	09-1-1 幅広い支援に向けた連携
局	健康福祉局
課	南部保健福祉センター福祉相談支援課
所属長名	林 弘之

事業概要

事業実施趣旨	老齢基礎年金等を受給してもなお生活の安定が図れない特定中国残留邦人等に対する保管制度として生活支援を行う。その内容は基本的には「生活保護法」の例によるものとしている。また、平成26年度10月から、配偶者支援金制度が創設され、特定配偶者に対し支援金を給付する。
対象(誰を・何を)	中国残留邦人等とその配偶者で、世帯の収入が一定の基準に満たない者
求める成果(どのような状態にしたいか)	中国残留邦人の老後生活の経済的安定を図る。
事業概要	老齢基礎年金等を受給してもなお生活の安定が図れない特定中国残留邦人等に対し、公的年金制度による対応を補充する制度として生活支援を行う。配偶者支援金は、特定中国残留邦人が死去した特定配偶者(中国籍)を対象に、老齢基礎年金の3分の2の額を支援金として支給するもの。
実施内容	支援給付状況について <平成28年度> 【給付世帯】 延べ252世帯 平均21世帯 【給付人員】 延べ408人 平均34人 【給付金額】 59,175,764円 内訳:生活 20,968,253円 住宅 8,136,080円 介護 1,027,181円 医療 28,868,375円 葬祭 175,875円 【配偶者支援金】 2世帯 2人 @43,338円 × 2人 × 12月 = 1,040,112円 合計 60,215,876円 <平成29年度> 【給付世帯】 延べ252世帯 平均21世帯 【給付人員】 延べ408人 平均34人 【給付金額】 59,116,751円 内訳:生活 20,835,844円 住宅 8,180,910円 介護 921,589円 医療 29,178,408円 【配偶者支援金】 2世帯 2人 @43,294円 × 2人 × 12月 = 1,039,056円 合計 60,155,807円

事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	60,320	60,255	58,269	
委託料	104	99	101	審査支払委託料等
扶助費	60,216	60,156	58,168	生活支援給付費等
人件費 B	6,128	4,549	4,692	
職員人工数	0.30	0.15	0.15	
職員人件費	2,426	1,193	1,189	
嘱託等人件費	3,702	3,356	3,503	
合計 C(A+B)	66,448	64,804	62,961	
C 国庫支出金の財源内訳	46,436	45,540	44,104	生活保護費等負担事業費として実施(補助率7.5/10、配偶者10/10) 引揚者等援護事務委託費(10/10)
市債				
その他				
一般財源	20,012	19,264	18,857	

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	中国残留邦人等地域生活支援事業費	30CM	事業分類	法定事業
根拠法令	(略称) 支援法(平成6年法律第30号)		会計	01 一般会計
個別計画			款	15 民生費
事業開始年度	平成20年度		項	05 社会福祉費
			目	05 社会福祉総務費

施策	09 生活支援
展開方向	09-1 相談体制の充実や関係機関との連携強化に努め、生活困窮者の自立支援に取り組みます。
行政の取組	09-1-1 幅広い支援に向けた連携
局	健康福祉局
課	南部保健福祉センター福祉相談支援課
所属長名	林 弘之

事業概要

事業実施趣旨	中国残留邦人等が地域において生き生きと暮らすことができるよう、地域における多様な施設や活動等をネットワーク化し、地域支援を促進する。
対象(誰を・何を)	国費又は自費(国費相当)により永住帰国した中国残留邦人とその家族(同行入国世帯)
求める成果(どのような状態にしたいか)	中国残留邦人とその家族が地域社会に安心して参加できる環境を構築し社会参加を促すことにより、孤立することなく地域の一員として受け入れられ、自立した社会生活が送れるようになる。
事業概要	・地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業 ・身近な地域での日本語教育支援事業(日本語教室) ・自立支援通訳等派遣事業 - 支援給付及び配偶者支援金適正実施推進事業 ・地域生活支援プログラム事業(日本語教室・交流事業に参加するための交通費・教材費の支援)
実施内容	<平成28年度> ・日本語教室 実施回数41回:講師24人 延べ743人 1回当18人 受講者42人 延べ1,296人 1回当31人 ・文化交流教室 実施回数12回:講師23人 延べ90人 1回当8人 受講者52人 延べ167人 1回当14人 ・交通費(教室)教室数6 対象22人 通学回数延2,307回(交流事業)対象23人 参加回数延96回 ・教材費(教室)対象8人 支給回数12回(交流事業)対象14人 支給回数38回 ・資格取得支援 対象1人 <平成29年度> ・日本語教室 実施回数41回:講師32人 延べ726人 1回当18人 受講者42人 延べ1,478人 1回当36人 ・文化交流教室 実施回数12回:講師16人 延べ101人 1回当8人 受講者35人 延べ206人 1回当17人 ・交通費(教室)教室数6 対象24人 通学回数延1,843回(交流事業)対象24人 参加回数延99回 ・教材費(教室)対象14人 支給回数16回(交流事業)対象15人 支給回数34回 ・資格取得支援 対象1人 ・地域住民に対する広報活動事業(講演会等) H29.9.30 中央公民館で開催 参加者数 180人

事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	4,321	4,190	4,894	
報償費	1,226	1,136	1,432	自立支援通訳に対する謝礼
役務費	4	4	5	通訳業務の事故に備える傷害保険
委託料	2,245	2,327	2,453	日本語教室運営、レセ点検委託等
扶助費	846	723	1,004	教室等参加交通費・教材費等
人件費 B	2,009	1,686	1,680	
職員人工数	0.16	0.10	0.10	
職員人件費	1,306	795	793	
嘱託等人件費	703	891	887	
合計 C(A+B)	6,330	5,876	6,574	
C 国庫支出金の財源内訳	4,722	5,582	5,643	生活困窮者就労準備支援事業費(補助率10/10) 引揚者等援護事務委託費(10/10)
市債				
その他				
一般財源	1,608	294	931	

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	母子生活支援施設措置費	3E2K	事業分類	法定事業
根拠法令	児童福祉法		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度			項	10 児童福祉費
			目	10 児童措置費

施策	09 生活支援
展開方向	09-1 相談体制の充実や関係機関との連携強化に努め、生活困窮者の自立支援に取り組みます。
行政の取組	09-1-1 幅広い支援に向けた連携
局	健康福祉局
課	北部保健福祉センター福祉相談支援課 南部保健福祉センター福祉相談支援課
所属長名	上野 裕司、林 弘之

事業概要

事業実施趣旨	母子の自立助長を図るため、また夫の暴力等から逃れるために施設に入所させることが望ましい母子を保護することを目的としている。																															
対象 (誰を・何を)	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子と、その者の監護すべき児童の世帯であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠ける状況にあるもの。																															
求める成果 (どのような状態にしたいか)	世帯の身の安全と生活場所を確保し、自立した生活が営めるようにする。																															
事業概要	母子の自立助長を図るため、また夫の暴力等から逃れるために施設に入所させることが望ましい母子を保護する。																															
実施内容	入所世帯の状況 入所世帯数(各月初日在籍合計数)																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ入所世帯数(人員)</td> <td>282 (713)</td> <td>306 (661)</td> <td>325 (694)</td> <td>327 (827)</td> <td>327 (808)</td> <td>320 (779)</td> <td>322 (762)</td> </tr> <tr> <td>うち市内</td> <td>127 (294)</td> <td>134 (295)</td> <td>122 (269)</td> <td>111 (246)</td> <td>120 (275)</td> <td>94 (210)</td> <td>100 (210)</td> </tr> <tr> <td>うち市外</td> <td>155 (419)</td> <td>172 (366)</td> <td>203 (425)</td> <td>216 (581)</td> <td>207 (533)</td> <td>226 (569)</td> <td>222 (552)</td> </tr> </tbody> </table> <p>入所理由(平成29年度入所世帯実績)</p> <p>夫等の暴力 6世帯 18人 住宅事情 4世帯 8人 経済的理由 3世帯 6人 その他 1世帯 2人 合 計 14世帯 34人</p>		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	延べ入所世帯数(人員)	282 (713)	306 (661)	325 (694)	327 (827)	327 (808)	320 (779)	322 (762)	うち市内	127 (294)	134 (295)	122 (269)	111 (246)	120 (275)	94 (210)	100 (210)	うち市外	155 (419)	172 (366)	203 (425)	216 (581)	207 (533)	226 (569)
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度																									
延べ入所世帯数(人員)	282 (713)	306 (661)	325 (694)	327 (827)	327 (808)	320 (779)	322 (762)																									
うち市内	127 (294)	134 (295)	122 (269)	111 (246)	120 (275)	94 (210)	100 (210)																									
うち市外	155 (419)	172 (366)	203 (425)	216 (581)	207 (533)	226 (569)	222 (552)																									

(このページは白紙です)

事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	115,606	103,637	110,796	
扶助費	115,606	103,637	110,796	
人件費 B	5,361	6,094	6,113	
職員人工数	0.24	0.33	0.33	
職員人件費	1,920	2,625	2,616	
嘱託等人件費	3,441	3,469	3,497	
合計 C (A+B)	120,967	109,731	116,909	
C 国庫支出金	57,731	51,675	55,277	児童福祉法による児童入所施設等
の 県支出金				国庫負担金事業として実施(補助
財 市債				率1/2)
源 其他	120	262	241	自己負担金
内 一般財源	63,116	57,794	61,391	
訳				

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	生活困窮者自立相談支援事業費	30CE	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	生活困窮者自立支援法		会計	01 一般会計
個別計画	第3期あまがさき地域福祉計画		款	15 民生費
事業開始年度	平成27年度		項	05 社会福祉費
			目	05 社会福祉総務費

施策	09 生活支援
展開方向	09-1 相談体制の充実や関係機関との連携強化に努め、生活困窮者の自立支援に取り組みます。
行政の取組	09-1-2 生活困窮者自立支援制度による就労等自立の支援
局	健康福祉局
課	北部保健福祉センター福祉相談支援課 南部保健福祉センター福祉相談支援課
所属長名	上野 裕司、林 弘之

事業概要

事業実施趣旨 社会経済情勢が大きく変化の中で、生活に課題を抱える生活困窮者が増加傾向にあり、生活困窮者の課題が複雑化、深刻化する前の早期段階で自立相談支援事業等を実施して自立の促進を図る。

対象 (誰を・何を) 生活困窮者(生活困窮者自立支援法(以下「法」という。)第2条第1項「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」)

求める成果 (どのような状態にしたいか) 生活困窮者自立相談支援窓口において、各種法定事業を効果的に機能させることで、生活困窮者を早期に把握し、生活困窮者が抱える複合的な課題を解決し、経済的困窮状態からの早期自立を図っていく。

事業概要 自立相談支援窓口を設置し、生活困窮者からの相談に応じて生活困窮者の抱える様々な課題を整理するとともに支援計画を策定し、就労支援をはじめとした各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整を行う。また、離職により住居を喪失した、またはおそれの高い生活困窮者に対し、住居確保給付金を支給する。

実施内容

- 生活困窮者自立相談支援事業(法に基づく必須事業)
自立相談支援窓口を開設し、複合的な課題を抱える生活困窮者の相談に応じて様々な課題を整理するとともに、支援計画を策定し、就労支援をはじめとした各種支援を行った。
<相談支援実績>
新規・継続相談件数:平成28年度4,922件、平成29年度6,521件
新規就労・増収者件数:平成28年度116件、平成29年度161件
支援終了者数(内就労定着者数):平成28年度160人(73人)、平成29年度272人(88人)
- 住居確保給付金給付関係事業(法に基づく必須事業)
離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者のうち、一定の要件を満たした対象者に対して家賃相当額(限度額あり)を支給するとともに個々の状況に応じた就労支援を実施することにより包括的かつ効果的な支援を行った。
<平成29年度支給実績> 支給額(支給件数):4,310,400円(述べ103件)
- 生活困窮者自立支援制度推進協議会事業(法定外)
生活困窮者自立支援制度を推進するにあたり、地域における生活困窮者の早期把握及び包括的な支援を図るために、関係機関等の緊密な連携・支援体制の構築及び社会資源の開発を行うため、必要な協議・検討を行った。<平成29年度協議会実施状況> 2回:6月9日、2月16日

事業費 (単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	6,088	9,667	9,760	
報償費	20	20	38	学識経験者に対する報償費等
需用費	1,089	1,335	1,939	事務用品費
使用料及び賃借料	536	442	7	事務用備品賃借料等
食料金補助及び交付金	3,980	4,337	6,259	住居確保給付金等
その他	463	3,533	1,517	旅費、委託料、備品購入費
人件費 B	54,555	73,252	107,477	
職員人工数	4.36	6.65	10.39	
職員人件費	34,871	52,804	82,361	
嘱託等人件費	19,684	20,448	25,116	
合計 C(A+B)	60,643	82,919	117,237	
C 国庫支出金	22,689	26,391	28,350	(補助率3/4) 文書費を含む
市債				
市債				
その他				
一般財源	37,954	56,528	88,887	

事業成果の点検

評価指標	生活困窮者自立相談支援事業の就労・増収率							単位	%	
目標・実績	目標値	70	達成年度	34年度	27年度	49	28年度	56	29年度	80
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った		相談者の状況に応じた段階的な就労支援を行うとともに、無料職業紹介の窓口として、相談者の個別課題に理解を示す事業所を開拓し、相談者とマッチングできたことで、国の目安値である目標値を上回る結果となった。(平成28年度206件中116件、平成29年度201件中161件)							

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	生活困窮者自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給、就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)の認定については、福祉事務所設置自治体の法に基づく必須事業である。協議・検討の場としての会議の開催については、生活困窮者の抱える複合的な課題解決のために、他の専門的な支援機関や各種事業・サービスの実施機関と連携し、適切な支援に結びつけることや、地域、専門機関、行政の重層的なネットワークを強化し、活用可能な社会資源を開発するために不可欠である。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	生活困窮者を対象としていること、また、生活困窮者が「制度の狭間」に陥らないようできる限り幅広く対応することが求められていることから、生活困窮者に対して費用負担を求めることは法の趣旨にそぐわない。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	生活困窮者自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給、就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)の認定については、福祉事務所設置自治体(904か所(平成29年4月時点))で、必須事業として実施されている。 <平成29年度新規相談件数> 全国229,685件、兵庫県(全域)9,028件、神戸市3,410件、姫路市583件、尼崎市816件、西宮市273件、東大阪市805件
---------------	---

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	法上は住居確保給付金の支給、就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)の認定を除き、委託することは可能である。ただ、本制度の支援は実施すべき業務
委託等の可能性	上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	インフォーマルな支援との連携が不可欠であり、そうした支援を主体的に活用できる担い手となる、公的な性質を有する機関が想定されるが、現状では体制整備や人材育成といった課題があり、委託は困難である。

協働の領域	市民の領域 A B C D E	行政の領域	内容
現状			現在は行政主体及び主導で支援を行っているが、重層的なネットワークを強化するなかで、地域福祉を推進する多様な主体が支援の一翼を担うことができるように取り組む。
将来像			

総合評価

平成29年度の総合評価	支援終了者数が増加するなど、関係機関との連携強化や就労支援、相談支援により、生活困窮者の早期把握や複合的な課題解決へとつながる一方で、継続的な支援対象者数の増加に伴い、きめ細かな相談支援や関係機関等から情報提供を受けた市民へのアウトリーチに支障が生じている。そのため、求人事業所を含めた地域の社会資源の開拓や関係機関同行などきめ細やかな支援と渉外活動が可能な体制を構築し、生活困窮者の自立支援に向け、より一層支援内容の充実を図る必要がある。
-------------	--

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	拡充 地域、専門機関、行政の重層的なネットワークをより強化し、包括的・総合的な相談支援機能の充実を図ることで、生活困窮者の早期把握・支援に加えて更なる社会資源の開拓を推進する。また、生活困窮者自立支援法の改正を踏まえ、家計改善支援事業の実施手法等について検討するとともに、研修等による支援員の質の向上や支援員の役割分担に基づく、効率的効果的な相談支援体制の構築を図る。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	生活困窮者等就労準備支援事業費	30CF	事業分類	ソフト事業
根拠法令	生活困窮者自立支援法		会計	01 一般会計
個別計画			款	15 民生費
事業開始年度	平成27年度		項	05 社会福祉費
			目	05 社会福祉総務費

施策	09 生活支援
展開方向	09-2 生活保護の適正運営と自立支援の取組を進めます。
行政の取組	09-2 生活保護の適正運営と自立支援
局	健康福祉局
課	北部保健福祉センター保健福祉管理課 南部保健福祉センター保健福祉管理課
所属長名	東 和幸、杉本 裕樹

事業概要

事業実施趣旨	直ちに一般就労に就くことが難しい生活困窮者等に対して一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を図るため、支援段階に応じて就労準備セミナー及びボランティア・職業体験を組み合わせて計画的に支援を行う。
対象(誰を・何を)	生活困窮者等
求める成果(どのような状態にしたいか)	一般就労に従事する準備としての基礎能力(コミュニケーション能力等)を形成し、就労することにより経済的困窮状態からの脱却を目指す。
事業概要	様々な理由により就労に向けた準備が整っていない生活困窮者等に対し、一般就労に従事する準備としてセミナー等を通じた生活習慣の形成から就労の前段階として必要な社会的能力の習得、事業所での職業体験の場の提供や一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の習得等の支援を一定の期間内に計画的かつ一貫して実施する。
実施内容	<p>1 就労準備セミナー事業 一般就労に従事する前段階にいる人に対して、コミュニケーションの技法や知識の取得を図るグループワークセミナーを実施するとともにコーディネーター等が支援対象者と就労支援員やセミナー講師、キャリアカウンセラー及び心理カウンセラーとの総合調整を行う。</p> <p>(1)働くことの理解、現実的な職業の選択ができるようになること (2)就労意欲の喚起・向上 (3)就職活動を行う前段に最低限必要な知識やマナーの習得(あいさつの励行等、基本的なコミュニケーション能力の形成)</p> <p>(4)仕事の探し方、選び方、適職理解 (5)ビジネススキル(電話のかけ方・受け方、身なりなど)</p> <p>2 ボランティア・職業体験事業 自立支援相談窓口においてボランティアや職業体験に参加させることが必要と認められ、資産・収入要件に該当する者及び生活保護受給者に対するセミナー、体験等に関するオリエンテーション、職業体験先等との調整、職業体験等の実施及び参加者の評価にかかるとの業務を事業者へ委託して実施する。</p>

事業費 (単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	16,026	15,337	14,799	
委託料	16,026	15,337	14,799	
人件費 B	2,399	3,977	4,043	
職員人工数	0.30	0.50	0.51	
職員人件費	2,399	3,977	4,043	
嘱託等人件費	0	0	0	
合計 C (A+B)	18,425	19,314	18,842	
C 国庫支出金	10,723	10,859	9,865	【歳入】
市債				生活困窮者等就労準備支援事業
市債				補助金 2 / 3
その他				
一般財源	7,702	8,455	8,977	

事業成果の点検

評価指標	登録者数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)	単位	人
目標・実績	目標値	達成年度	27年度 87 28年度 115 29年度 82
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った	当該事業の主な対象者は直ちに一般就労に就くことが難しい生活困窮者等であり、早期に当該事業への登録を促し、就労に向けた基礎能力の形成を図り、就職につなげる必要があるため、当該事業の登録者数を活動指標とする。	

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	ハローワーク等での支援を行っても直ちに一般就労の難しい生活困窮者については、一般就労に向けた準備として、まずは基礎能力の形成を計画的に支援することが必要であり、そのためには、本事業による社会参加への支援及び就労支援が必要である。 また、就労への移行のために柔軟な働き方を認める必要がある者に対しては、就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)に向けた前段階の支援としても有効である。 さらに、稼働能力を有する生活保護受給者についても、生活リズムが整っていないなどの課題が就労への阻害要因となっているケースも多いことから、本事業による支援が必要である。
---------	---

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	生活困窮者自立支援法では「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができないおそれのある者」を対象としており、また同時に、本事業は生活保護受給者も併せて対象としていることから、費用負担を求めることは法の趣旨にそぐわない。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	平成27年4月1日の法施行に伴い、福祉事務所設置自治体において生活困窮者自立支援制度の必須事業である自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給、就労訓練事業の認定のほか、自治体ごとに地域の実情に合わせた就労準備支援事業や子どもの学習支援事業などの任意事業が行われている。 就労準備支援事業については、平成29年度は全国で44%、兵庫県では53%の自治体を実施しており、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を支援し、安定就労の実現を目指している。
---------------	---

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	就労準備支援事業については、既に民間(共同事業者)へ委託し、事業を進めている。
協働の領域	市民の領域 A B C 行政の領域 D E	内容
現状 将来像		就労準備支援事業の一部をプロポーザル方式により民間(共同事業者)へ委託して実施している。

総合評価

平成29年度の総合評価	平成29年度の登録者数82人のうち、求職活動への移行者は22人で、そのうち何らかの就労に至ったものが7人であった。 さまざまな理由により就労に向けた準備が整っていない生活困窮者等に対しては、一般就労に向けた基礎能力の形成を計画的に支援することが何よりも必要である。また、直ちに一般就労に就くことが困難で、就労への移行のために柔軟な働き方を認める必要がある者に対しては、就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)に向けた前段階の支援としても有効であるため、引き続き当該事業は実施していく。
-------------	--

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 平成28年度の登録者数115人と比較し、平成29年度の登録者数は82人と減少しているため、当該事業への参加が有効と思われる対象者の抽出を進め、積極的に働きかけを行うことにより、登録者の増加を図る。また、当該事業がより有効な事業となるよう、引き続き事業内容の改善を検討していく。 そのうえで、一層対象者の段階に適した支援を行っていく必要があるため、今後は求職活動支援と就労準備支援の明確化を進めていく。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	生活困窮者学習支援事業費	30CG	事業分類	ソフト事業
根拠法令	生活困窮者自立支援法		会計	01 一般会計
個別計画			款	15 民生費
事業開始年度	平成27年度		項	05 社会福祉費
			目	05 社会福祉総務費

施策	09 生活支援				
展開方向	09-2 生活保護の適正運営と自立支援の取組を進めます。				
行政の取組	09-2 生活保護の適正運営と自立支援				
局	健康福祉局	課	北部保健福祉センター保健福祉管理課 南部保健福祉センター保健福祉管理課	所属長名	東 和幸、杉本 裕樹

事業概要

事業実施趣旨	学業や進学が十分に用意されない生活保護世帯等の子どもが成長し、再び生活保護世帯や経済的困窮状態に至ることを防止するため、まずは地域に子どもの居場所を確保し、学習への動機付けを含めた学習支援と共に社会性や他者との関係性を育むことを目的とする。
対象 (誰を・何を)	生活保護受給世帯及び生活困窮者世帯の子ども
求める成果 (どのような状態にしたいか)	生活保護世帯等の子どもが成長し、再び生活保護世帯あるいは経済的困窮状態に至ることを防止する。
事業概要	生活保護世帯等の子どもの貧困の連鎖を防止するために、事業者に委託し、補助学習支援及び体験学習の実施を行う。
実施内容	<p>1 補助学習及び学習の動機付けに関する支援の実施 対象者に対する学習支援教室を設置し、学校の宿題や予復習を中心に、分からない部分をサポートするなど補助学習の支援を行うほか、職業人講話、社会体験学習、野外学習等の学習の動機付けに関する支援を行う。 (学習支援教室3か所) ・阪神尼崎教室……登録者数17人(うち中学3年生6人) ・JR立花教室……登録者数20人(うち中学3年生14人) ・阪急武庫之荘教室……登録者数22人(うち中学3年生12人) *原則週2回(夏休み期間は週3回)で実施(1回3時間)</p> <p>2 高校生中退防止にかかる支援 学習支援教室を利用した子どもの高校進学後の中退防止に資する、高校生活に関する相談や情報提供、野外活動などを通じた高校生同士の交流による中退防止支援を実施する。(登録者数:13人)</p> <p>3 養育者支援 補助学習支援・学習の動機付けに関する支援、高校生中退防止にかかる支援の実施場所に来所した養育者に対し、子どもの将来や学習、家庭及び学校生活に関心を持ってもらえるよう養育に関する相談、アドバイス等を行う。</p>

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	9,526	9,526	12,904	
委託料	9,526	9,526	12,904	
人件費 B	4,241	10,120	10,244	
職員人工数	0.10	0.40	0.41	
職員人件費	800	3,182	3,250	
嘱託等人件費	3,441	6,938	6,994	
合計 C (A+B)	13,767	19,646	23,148	
C 国庫支出金	6,148	6,521	9,949	[歳入]
市債				生活困窮者等就労準備支援事業
市債				費等補助金
その他				1/2(事業費分、嘱託人件費分)
一般財源	7,619	13,125	13,199	

事業成果の点検

評価指標	生活保護受給世帯の子どもの高等学校等進学率							単位	%	
目標・実績	目標値	98.5	達成年度	34年度	27年度	93.8	28年度	96.9	29年度	93.5
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 や達成できず 下回った 高等学校等の進学は、生活保護世帯の子どもが、将来、学力や能力が原因で再び生活保護を受給する「貧困の連鎖」を防止する上で重要な役割となっており、施策評価の指標の一つとしても設定されている。(目標値98.5%…・尼崎市全体の進学率) 生活困窮世帯の子どもの進学率については、生活困窮世帯としての定義や基礎的な数値がないため、生活保護世帯の子どもの進学率を評価指標として設定する。									

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	生活保護世帯は、生活保護以外の世帯に比べ課題を抱えていることが多く、その要因が、子どもの学習環境等にも影響し、進学率が、一般家庭の子どもに比べ、低くなると考えられている。高等学校等への進学ができないことで、将来、就労による経済的な基盤を確立することが難しくなるおそれがあり、早い段階で生活保護世帯等の子どもに対する支援が必要となる。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担 見直しの必要性	有 無	生活保護法第3条で「最低限度の生活」を保障し、生活困窮者自立支援法第2条において、生活困窮者とは現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがあるものとされており、対象者等に費用負担を求めることは法の趣旨からも適当でないため、負担を求めることはできない。
---------------------	-----	---

他自治体比較

他自治体及び国の基準比較	平成27年4月1日の法施行に伴い、福祉事務所設置自治体において生活困窮者自立支援制度の必須事業である自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給、就労訓練事業の認定のほか、自治体ごとに地域の実情に合わせた就労準備支援事業や子どもの学習支援事業などの任意事業が行われている。 学習支援事業については、平成29年度は全国で56%、兵庫県では37%の自治体が生活困窮者等の子どもを対象として実施している。
--------------	---

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務	既に学習支援事業については、事業者に委託し、事業をすすめている。
委託等の可能性	上記以外	委託等の余地有 委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 A B C D E	行政の領域	内容
	現状 将来像		学習支援事業の一部をプロポーザル方式により事業者に委託して実施している。

総合評価

平成29年度の総合評価	学習支援事業は、学業や進学が十分に用意されない生活保護世帯等の子どもが成長後、再び生活保護世帯や経済的困窮状態に至ることを防止するため、地域に居場所を確保し、学習への動機付けを含めた学習支援や、社会性を育む場となっており、平成27年度より3か所、平成30年度から4か所へ拡充することで、中学3年生による活用が促進された。 子どもの居場所確保の観点から中学3年生以外の待機状況や実施場所、事業者の運営能力等を含め、事業の効果的な運営を検討していく。
-------------	--

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	拡充 学習支援事業への参加が必要と考えられる世帯への働きかけを行うとともに、高等学校等進学後の中退防止についても、効果的な取り組みについて検討を行い取り組んでいく。また、平成30年度から4か所に拡充した現状における需要の検証を行う中で、事業を継続していく。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	生活保護安定運営対策等事業費	301K	事業分類	ソフト事業
根拠法令	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金等		会計	01 一般会計
個別計画			款	15 民生費
事業開始年度			項	15 生活保護費
			目	05 生活保護総務費

施策	09 生活支援
展開方向	09-2 生活保護の適正運営と自立支援の取組を進めます。
行政の取組	09-2 生活保護の適正運営と自立支援
局	健康福祉局
課	北部保健福祉センター保健福祉管理課 南部保健福祉センター保健福祉管理課
所属長名	東 和幸、杉本 裕樹

事業概要	生活保護制度の安定運営を確保するため、実施基盤の整備充実、適正運営の推進及び事務処理の効率化を図ることにより、生活保護実施水準の一層の向上に資する。
対象 (誰を・何を)	生活保護受給者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	生活保護制度の安定運営を確保するため、実施基盤の整備充実、適正運営の推進及び事務処理の効率化を図ることにより、生活保護実施水準の向上を図る。
事業概要	生活保護制度の安定運営を確保するため、被保護者の自立支援プログラムの充実、実施基盤の整備充実、適正運営の推進及び事務処理の効率化を図ることにより、生活保護実施水準の一層の向上に資する。
実施内容	<p>(1) 被保護者就労支援事業 生活保護法第55条の6の規定に基づき、被保護者からの就労に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、被保護者の就労に向けた支援を実施することにより、被保護者の自立の促進を図る事業。 被保護者就労支援事業(嘱託員15人)</p> <p>(2) その他の自立支援プログラム実施体制整備事業 生活保護受給者の自立・就労支援のための福祉事務所の実施体制及び多様かつ重層的なメニュー・各種サービスを整備する事業。 自立生活支援事業(嘱託員3人)</p> <p>(3) 生活保護適正実施推進事業 生活保護の適正な運営を確保するため、診療報酬明細書の点検強化等による医療扶助の適正化等の事業。 診療報酬明細書点検等充実事業(業務委託)、警察との連携協力体制強化事業(嘱託員6人)、介護扶助実施体制強化事業(嘱託員2人)、生活保護健康管理支援事業(嘱託員2人)、年金裁定請求支援・受給資格点検強化事業(嘱託員2人)、生活保護返還金等債権管理事業(嘱託員2人)、精神障害者等退院促進事業(嘱託員4人)</p>

事業費	(単位:千円)		
	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算
事業費 A	18,417	19,505	21,666
旅費	1,940	1,908	1,671
需用費	774	905	924
役務費	1,332	1,489	2,520
委託料	14,274	15,078	16,439
その他	97	125	112
人件費 B	121,550	124,502	123,990
職員人工数	1.61	1.06	0.89
職員人件費	12,877	8,431	7,055
嘱託等人件費	108,673	116,071	116,935
合計 C (A+B)	139,967	144,007	145,656
C 国庫支出金	114,507	112,636	117,284
市債			
市債			
その他			
一般財源	25,460	31,371	28,372

事業成果の点検

評価指標	就労支援事業によって生活保護受給者が就労を開始した件数							単位	件	
目標・実績	目標値	315	達成年度	34年度	27年度	245	28年度	220	29年度	184
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った	高齢世帯の割合が増加していることに加えて、稼働年齢層の中では、働く能力は一定あるが、就労阻害要因を複合的に抱えている人も多く、就労につながらず停滞するケースが増加しており、また、就労が可能で早期の経済的自立が望まれる新規保護受給世帯は減少しており、目標値を達成できなかった。								

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	生活保護制度の安定運営を確保するため、実施基盤の整備充実、適正運営の推進及び事務処理の効率化等を行うことが必要である。
---------	---

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	生活保護制度は、生活保護法第3条で「最低限度の生活」を保障するものとなっており、対象となる生活保護受給者に費用負担を求めることは、最低限度の生活が損なうことにつながるため、生活保護受給者に負担を求めることはできない。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	生活保護受給者に対して自立・就労に向けたさまざまなサービスを提供することで、その自立を促進するとともに、生活保護制度の適正実施を推進することを目的とした国の制度に基づく事業であるため、被保護者就労支援事業や診療報酬明細書点検等充実事業などは、他都市も同様に自治体ごとの実情にあわせて取り組んでいる。
---------------	---

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全を実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	既に、生活保護制度の安定運営を確保するために民間委託した方が効率的、効果的と考えられる事業については委託して実施しており、その他の事業については引き続き、市で実施した方が効率的、効果的と考える。
協働の領域	市民の領域 A B C 行政の領域 D E	内容 一部を委託して実施している事業が大半である。
現状		
将来像		

総合評価

平成29年度の総合評価	就労支援事業については、生活保護受給世帯全体の中で高齢世帯の割合が年々増加しており、一方、早期に稼働能力の活用が図れるような対象者が減少していることなどから、就労支援の実績は伸ばすことができなかったが、今後も効果的な支援方法を検討しながら就労開始や経済的自立に向けた取組を進める。 本事業は、生活保護制度の安定運営を確保するために、国が活用を推進している補助事業(正規職員の人件費を除く)であり、本市の生活保護受給者が抱える多様な課題に対応するため、引き続き、重層的かつ多様な支援メニューを実施していく。
-------------	---

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 就労支援に関しては、引き続き、生活保護受給者それぞれが持つ能力等に応じて計画的な支援を行い、適時適切な就労支援につなげ、就労開始件数増に努めていく。また、支援方法を検証し、より効果的な取組の検討を行う。また、その他の事業においても、生活保護の適正な実施のため、取組を継続する。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	医療費等審査支払事務費	3P1A	事業分類	法定事業
根拠法令	生活保護法		会計	01 一般会計
個別計画			款	15 民生費
事業開始年度			項	15 生活保護費
			目	10 扶助費

施策	09 生活支援		
展開方向	09-2 生活保護の適正運営と自立支援の取組を進めます。		
行政の取組	09-2 生活保護の適正運営と自立支援		
局	健康福祉局	課	北部保健福祉センター保健福祉管理課 南部保健福祉センター保健福祉管理課
所属長名	東 和幸、杉本 裕樹		

事業実施趣旨	医療扶助における診療報酬の審査支払、介護扶助における介護報酬の審査及び支払の事務を委託することで、適正な審査と迅速な支払を目的とする。												
対象 (誰を・何を)	生活保護受給者												
求める成果 (どのような状態にしたいか)	生活保護制度における医療扶助費及び介護扶助費の適正な支出による制度の安定運営と生活保護受給者への適正なサービス提供を行う。												
事業概要	生活保護法に基づく医療扶助費の診療報酬及び介護扶助費の介護給付費の審査及び支払を委託する。												
実施内容	<p>診療報酬等審査支払委託料 兵庫県社会保険診療報酬支払基金に診療報酬等の審査及び支払を委託している。</p> <p>介護扶助費審査支払委託料 兵庫県国民健康保険団体連合会に介護報酬の審査及び支払を委託している。</p> <p>[医療費等審査支払事務費件数]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>委託先</th> <th>平成28年度決算</th> <th>平成29年度決算</th> <th>平成30年度予算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会保険診療報酬支払基金</td> <td>441,689 件</td> <td>447,956 件</td> <td>464,472 件</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険団体連合会</td> <td>97,859 件</td> <td>103,891 件</td> <td>105,720 件</td> </tr> </tbody> </table>	委託先	平成28年度決算	平成29年度決算	平成30年度予算	社会保険診療報酬支払基金	441,689 件	447,956 件	464,472 件	国民健康保険団体連合会	97,859 件	103,891 件	105,720 件
委託先	平成28年度決算	平成29年度決算	平成30年度予算										
社会保険診療報酬支払基金	441,689 件	447,956 件	464,472 件										
国民健康保険団体連合会	97,859 件	103,891 件	105,720 件										

事業費 (単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	36,686	34,357	35,181	社会保険診療報酬支払基金
委託料	36,686	34,357	35,181	平成28年度決算 32,283千円 平成29年度決算 29,682千円 平成30年度予算 30,423千円
				国民健康保険団体連合会
				平成28年度決算 4,404千円 平成29年度決算 4,676千円 平成30年度予算 4,758千円
人件費 B	1,200	795	1,189	
職員人工数	0.15	0.10	0.15	
職員人件費	1,200	795	1,189	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	37,886	35,152	36,370	
C 国庫支出金				
の 県支出金				
の 市債				
財源 其他				
内訳 一般財源	37,886	35,152	36,370	

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	要介護認定調査事務費	3P1K	事業分類	法定事業
根拠法令	生活保護法		会計	01 一般会計
個別計画			款	15 民生費
事業開始年度			項	15 生活保護費
			目	10 扶助費

施策	09 生活支援		
展開方向	09-2 生活保護の適正運営と自立支援の取組を進めます。		
行政の取組	09-2 生活保護の適正運営と自立支援		
局	健康福祉局	課	北部保健福祉センター保健福祉管理課 南部保健福祉センター保健福祉管理課
所属長名	東 和幸、杉本 裕樹		

事業実施趣旨	介護保険制度の被保険者でない生活保護受給者が要介護状態等に応じた介護扶助を受けるために、要介護認定調査を実施する。						
対象 (誰を・何を)	生活保護受給者(40歳以上65歳未満の医療保険未加入の者で介護保険施行令第2条各号の特定疾病により要介護状態等にある者)						
求める成果 (どのような状態にしたいか)	介護を必要とする生活保護受給者に対して適正かつ迅速に介護サービスを提供することにより、日常生活の自立助長につなげる。						
事業概要	介護扶助を決定するために必要な要介護認定調査を委託する。						
実施内容	<p>要介護度を判定するために、市内については尼崎市社会福祉協議会に、また市外については入院・入所施設等に委託し、生活保護受給者で介護保険被保険者以外の者に係る要介護認定調査を実施する。</p> <p>[要介護認定調査委託件数実績]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成28年度 決算</th> <th>平成29年度 決算</th> <th>平成30年度 予算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>306件</td> <td>311件</td> <td>383件</td> </tr> </tbody> </table>	平成28年度 決算	平成29年度 決算	平成30年度 予算	306件	311件	383件
平成28年度 決算	平成29年度 決算	平成30年度 予算					
306件	311件	383件					

事業費 (単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	1,311	1,278	1,649	
委託料	1,311	1,278	1,649	
人件費 B	1,274	1,376	1,782	
職員人工数			0.05	
職員人件費			396	
嘱託等人件費	1,274	1,376	1,386	
合計 C (A+B)	2,585	2,654	3,431	
C 国庫支出金	955	1,032	1,039	嘱託人件費国庫補助 3/4
の 県支出金				
の 市債				
財源 其他				
内訳 一般財源	1,630	1,622	2,392	

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	救護施設措置費、生活扶助費、住宅 扶助費、教育扶助費、医療扶助費、介 護扶助費、出産扶助費、生業扶助費、 葬祭扶助費、就労自立給付金費	3P21,3P2A, 3P2K,3P31, 3P3A,3P3K, 3P41,3P4A, 3P4K,3P4Q
	事業分類 法定事業 会計 01 一般会計 款 15 民生費 項 15 生活保護費 目 10 扶助費	
根拠法令	生活保護法	
個別計画		
事業開始年度		

施策	09 生活支援		
展開方向	09-2 生活保護の適正運営と自立支援の取組を進めます。		
行政の取組	09-2 生活保護の適正運営と自立支援		
局	健康福祉局	課	北部保健福祉センター保健福祉管理課 南部保健福祉センター保健福祉管理課
所属長名	東 和幸、杉本 裕樹		

事業概要

事業実施趣旨	生活保護受給者の最低生活を保障するとともに自立助長を図る。			
対象 (誰を・何を)	要保護者、生活保護受給者			
求める成果 (どのような状態にしたいか)	生活保護受給者の最低生活を保障するとともに自立助長を図る。			
事業概要	生活困窮のため最低限度の生活を維持できない国民に対し、その最低限度の生活を保障し、自立を助長するために必要な扶助を行う。			
実施内容	生活保護法に基づき、生活保護受給者等の保護の要否、程度及び方法を決定するために、必要な調査を行うとともに、自立に向けた助言指導を行う。			
	救護施設措置費	日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行う。		
	生活扶助費	衣食その他日常生活の需要を満たすために必要な費用を扶助する。		
	住宅扶助費	家賃・間代・家屋補修その他住宅維持のために必要な経費を扶助する。		
教育扶助費	義務教育に伴う必要な教材代・給食費などを扶助する。			
医療扶助費	医療費・治療材料費などを扶助する。			
介護扶助費	介護サービスの利用に必要な費用を扶助する。			
出産扶助費	出産費・衛生材料費を扶助する。			
生業扶助費	生業に必要な資金、技能習得や就職に必要な経費を扶助する。			
葬祭扶助費	火葬又は埋葬、死体の運搬、その他葬祭に必要な費用を扶助する。			
就労自立給付金費	安定した職業に就いたこと等により保護を要しなくなった者に支給する。			
		被保護世帯数	被保護者数	保護率 (%)
	平成28年度決算	13,833	18,344	4.06
	平成29年度決算	13,917	18,270	4.05

(このページは白紙です)

事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	33,797,968	33,890,798	33,998,420	【扶助別割合(平成29年度)】
扶助費	33,797,968	33,890,798	33,998,420	生活扶助費 32.46%
				住宅扶助費 17.17%
				教育扶助費 0.45%
				医療扶助費 46.76%
				介護扶助費 1.84%
人件費 B	1,115,937	1,158,212	1,188,537	出産扶助費・就労自立給付金 0.03%
職員人工数	131.87	137.31	141.52	生業扶助費 0.20%
職員人件費	1,049,550	1,089,210	1,118,954	葬祭扶助費 0.17%
嘱託等人件費	66,387	69,002	69,583	施設措置費 0.92%
合計 C (A+B)	34,913,905	35,049,010	35,186,957	計 100.00%
C 国庫支出金	25,479,019	25,189,211	25,271,063	【職員数の推移】
の 県支出金	0	0	0	ケースワーカー数(人)
市債	0	0	0	H28決:117 H29決:119 H30予:119
その他	0	0	0	嘱託職員数(人)
一般財源	9,434,886	9,859,799	9,915,894	H28決:20 H29決:20 H30予:20
				【歳入】生活保護費等負担金